

## 会計年度任用職員（37.5H 保育士・保育教諭）のあらまし

—令和8年 4月 1日現在—

- 1 任用期間 採用の日から同日の属する会計年度の末日まで（通算して3年を上限として更新する場合があります）。任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。
- 2 勤務場所 市立保育園・こども園に勤務し、保育業務を行います。
- 3 報酬等 ①報酬月額 199,300円  
②通勤経費 交通機関利用の場合：実費を支給  
交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給  
※自家用車により通勤する場合、園によって別途駐車場代がかかります。  
③その他 期末手当などを支給
- 4 勤務時間 1週間当たり37.5時間（週5日勤務）
- 5 休暇 ①年次休暇  
任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。（10日間＝75時間）  
②年始・年末の休暇  
1月1日～3日及び12月29日～31日  
③その他に特別休暇（夏季3日など）があります。
- 6 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。
- 7 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。  
地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

## 勤 務 時 間 に つ い て

- ・ 4週間を平均して1週間当たり37.5時間です。
- ・ 原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
- ・ 業務の都合等により変更される場合があります。

主 な 勤 務 場 所	勤 務 時 間
市立保育園・こども園	6：45～19：15の間でシフト制 月曜日から土曜日の間で週5日勤務

※ 市内全域の各施設に勤務する場合があります。